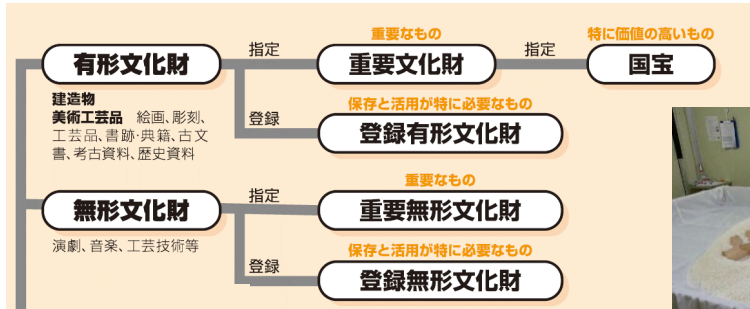


第 59 回 独立行政法人酒類総合研究所講演会  
 「伝統的酒造り」の文化財登録及びユネスコ提案について  
 文化庁 文化財調査官 朝倉浩子

1. 文化財とは



重要文化財：  
 旧醸造試験場 第一工場



登録無形文化財：伝統的酒造り

・無形文化財とは何か

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産  
 で我が国にとって**歴史上又は芸術上価値の高いもの**  
 （文化財保護法第2条二）

無形 = 形を持たない  
 (=手で触れることができない) 英語訳：Intangible Cultural Property

無形文化財は、**人間のわざそのもの**  
 = 最終産物（工芸品など）を文化財にするのではない！

・食文化に関する無形の文化財の登録の事例

**菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）**  
 保持団体：優秀和菓子職会（R4.11 登録）



こし餡の製造      造形のわざ（はさみ菊）      手技による表現

**京料理**  
 保持団体：京料理技術保存会（R4.11 登録）



主人によるしつらい      鱧を使った料理      女将による接客

煉切製もしくはこなし製の生地を用いて生菓子に各種の意匠及び菓銘を表現するわざである。生菓子には多様な種類が存在しており、このうち、餡を主体とする煉切製及びこなし製の生菓子では、造形性の高さを活かして、四季折々の風物等を手がかりとした多様な表現がなされている。また菓子の意匠は、菓銘にも反映されている。

わざの担い手は3者からなる。主人は献立の作成やしつらいの決定を含むサービス全体を統括し、客をもてなす演出をおこなう。料理人は京料理に特有の食材（京野菜、鱧等）を用いて、京料理特有の技術も交えながら調理をおこなう。女将・仲居は接客を通じてサービスに込められた文化的意味を客に提供する。

## 2. 登録無形文化財「伝統的酒造り」とは

### 〔登録の要件〕

#### 一 原料を酒造りに適した状態に前処理すること。

- 1 こうじにする原料の状態を見極め、手作業により水分調整すること。
- 2 蒸きょうを行うこと。



「日本山海名産図会」(1799年)との比較



### 〔登録の要件〕

#### 二 酒造りに適したバラこうじをつくること。

- 1 こうじにする原料は、米又は麦とすること。
- 2 こうじ菌は伝統的なアスペルギルス属の菌を用いること。
- 3 木蓋、木箱又はこれに準じた機能を有する器具を用いること。
- 4 こうじ菌の生育状態を見極め、手作業により製麹管理すること。



「日本山海名産図会」(1799年)との比較



### 〔登録の要件〕

#### 三 もろみを発酵させ、目的の酒質にすること。

- 1 発酵はこうじを用いた並行複発酵によること。
- 2 水以外の物品を添加しないこと。
- 3 もろみの状態を見極め、手作業により発酵管理すること。



「日本山海名産図会」(1799年)との比較



〔 名称 〕 伝統的酒造り

〔 分類 〕 生活文化

〔適用登録基準〕

(二) 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの



水分調整



こうじ造り



もろみの発酵

〔概要〕

- ・ 伝統的酒造りとは、酒生産の根幹の過程（原料の水分調整・こうじ造り・もろみ管理）において、伝統的に培われてきた判断方法と手作業を駆使することで、吟醸酒等を作り出すわざのこと。
- ・ 奈良時代にカビを用いた製法の存在が確認でき、室町時代に我が国独自のわざの原型が成立し、江戸時代に洗練され（寒造り・三段仕込み等）、昭和中期に完成された。
- ・ 酒造りでは巧緻なわざを用いることで、味や香り等に関する多様な表現が可能となっている。

### 保持団体の認定について

〔 保持団体の名称 〕 日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会  
(令和3年4月設立)

〔 代表者 〕 会長 小西 新右衛門

〔 事務所の所在地 〕 東京都港区

〔 保持団体の登録基準 〕 登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体。

〔 概要 〕 酒造りのわざの保存及び伝承等を図る目的で設立された団体。

### 3. ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要		ユネスコ無形文化遺産について		令和5年3月現在	
2003年(平成15年) <b>無形文化遺産保護条約</b> 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目)、2006(H18)年 発効〕					
【目的】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無形文化遺産の保護</li> <li>■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等</li> </ul>				
【内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「<b>人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成</b></li> <li>■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成</li> <li>■ 無形文化遺産基金による国際援助 等</li> </ul>			<b>締約国数:180</b>	
我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等		<b>現在 22件</b> <small>世界全体では567件</small>		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要無形文化財</li> <li>重要無形民俗文化財</li> <li>登録無形文化財</li> <li>選定保存技術</li> <li>文化審議会決定</li> </ul>	

#### ・我が国のユネスコ無形文化遺産について



能楽



結城紬



和紙 (写真:石州半紙)



日本からはこれまでに 22 件が登録されている。この登録数は中国に次いで第二位の数であり、他国に比して多いことから、審査頻度が2年に1回の審査となっている。写真は、能楽、結城紬および和紙のもの。近年では、来訪神や風流踊が登録された。



古代ジョージアの  
伝統的ワイン製法クヴェヴリ



ベルギーのビール文化



アイラグ(馬乳酒)製造の  
伝統技術と関連習慣



キューバのラム酒



セルビアのプラムブランデー



提案中 伝統的酒造り

「伝統的酒造り」については、2023 年 3 月にユネスコ事務局へ提案書を提出。順調にいけば 2024 年 11 月頃に政府間委員会において審議・決定見込み。